

入 札 心 得

入札に際しては、特に下記事項に留意のうえ入札を行うものとする。

記

- 1 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、松戸市水道事業会計規程(昭和43年松戸市水道事業会計規程第5号)その他関係法令を遵守し、契約書案、設計書、仕様書、図面及び現場状況を把握したうえ入札に臨むこと。
- 2 入札参加者は、入札に際し、代理人を依頼する場合には委任状(市が指定した様式)を提出(年間委任状を提出してある者にあつては、その年間委任状の写しを提示)しなければならない。なお、委任状の代理人氏名の横に当日、代理人が使用する印鑑を押印していない委任状は、受理はしない。
- 3 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- 4 入札参加者及びその代理人は、当該入札における他の入札参加者の代理人となることはできない。
- 5 入札参加者は、指定の日時、場所に出頭し、持参した入札書(市が指定した様式)に必要事項を記入したうえ、記名押印するとともに、封筒に入れ封印をし、入札執行者の指示に従い入札箱に投函すること。
- 6 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 7 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合であると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
 - (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
 - (11) 予定価格を事前公表している場合は予定価格を超える入札
- 8 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、再度入札を行うものとする。この場合の入札は原則1回とする。(一般競争入札を除く)
- 9 再度入札を行う場合、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できないものとする。

- (1) 1回目の入札が無効となった者。
 - (2) 1回目の入札に参加しない者。
 - (3) 最低制限価格を下回る価格で入札をした者。
- 10 落札者の決定については、入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。なお、特に最低制限価格を設けた場合には予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、低入札価格調査、総合評価方式を設けた場合には、公告文等に従い、落札者を決定するものとする。
- 11 指名競争入札について入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 12 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に定めるところによりその旨を申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参すること。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札を辞退する旨を明記した入札書を提出すること。この場合、原則として第2回目の入札書提出時のみとする。
- 13 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 14 入札価格が最低入札価格であっても適正な価格でない場合(最低制限価格を設けた場合を除く。)には、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者としがないことがある。この場合において、当該入札者は、市の調査質問に協力しなければならない。
- 15 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 16 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 17 落札者は、契約締結に当たり、保証人を必要とする場合においては、当該契約の履行に必要な資力、能力等を有する者を保証人に選任しなければならない。この場合において、市は、保証人として不適当と認める場合には、保証人の変更を求めることができるものとする。
- 18 入札をした者は、入札後、入札心得、契約書案、設計書、仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。
- 19 入札参加者が1人である場合においては、原則として入札を中止とする。
- 20 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあつても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- 21 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等のおそれがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあつても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- 22 契約の相手方が課税事業者の場合においては、請負契約書に請負金額に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札者は、落札決定後直ちに次の事項を届出ること。

(1) 単体の場合

課税事業者であるか又は免税事業者であるかの区別

(2) 共同企業体の場合

各構成員について課税事業者であるか又は免税事業者であるかの区別及び各構成員の出資割合